

旭川工業高等専門学校教育手法改善部会細則

制定 平成28. 3. 24達第26号

改正 平成30. 10. 25規則第21号

旭川工業高等専門学校教育手法改善部会細則

(設置)

第1条 旭川工業高等専門学校教務委員会規程（昭和38年制定）第8条第2項の規定に基づき、教育手法の改善に関する専門的事項について審議するため、旭川工業高等専門学校教育手法改善部会（以下「教育手法改善部会」という。）を置く。

(任務)

第2条 教育手法改善部会は、旭川工業高等専門学校教務委員会（以下「教務委員会」という。）の指示に基づき、次に掲げる事項を審議する。

- (1) アクティブラーニングの推進に関すること。
- (2) ICT活用教育の推進に関すること。
- (3) 情報セキュリティ教育の推進に関すること。
- (4) FDの推進に関すること。
- (5) その他教育手法の改善に関すること。

(構成)

第3条 教育手法改善部会は、次の部会員をもって構成する。

- (1) 教務主事補
- (2) 各学科及び科の教員のうちから教務委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する者 各1人
- (3) その他委員長が指名する者 若干人

第4条 前条第2号及び第3号の部会員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 教育手法改善部会に部会長を置き、第3条第1号の部会員のうちから、委員長が指名する者をもって充てる。

2 部会長は、教育手法改善部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 教育手法改善部会は、部会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 部会長は、第3条第2号の部会員が改善部会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

2 代理の者には、議決権を与える。

(部会員以外の者の出席)

第8条 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を出席させることができる。

(報告)

第9条 部会長は、教育手法改善部会で審議した事項を総括し、委員長に報告する。

(事務)

第10条 教育手法改善部会の事務に関することは、学生課が処理する。

附 則

- 1 この細則は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 この細則の制定後，最初の部会員の任期は，第4条の規定に関わらず，平成29年3月31日までとする。

附 則（平成30.10.25 規則第21号）

この細則は，平成30年10月25日から施行する。